

# 新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給

令和2年12月28日 現在



## 本制度の対象期間を延長しました

令和3年3月31日までに実行された融資が対象となります。

(旧：令和2年12月31日までに実行された融資が対象)

### 1. 申込資格 (※以下は、令和3年に申し込む方への案内となります。)

以下の全ての条件を満たす方

- 市内に店舗、工場又は事業所を有する中小企業者の方
- 市税の未納が無い方(新型コロナウイルスの感染拡大に伴い徴収が猶予されているものを除く)
- 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、群馬県の経営サポート資金「新型コロナウイルス感染症対策資金」のBタイプ、Cタイプ又はFタイプの融資実行をしている方

### 2. 制度内容

「新型コロナウイルス感染症対策資金」のBタイプ、Cタイプ又はFタイプの借入金に係る利子について、以下のとおり利子補給を行います。

- 補助対象期間 融資実行日から最大1年間
- 補助率 全額(延滞利子は補助の対象外となります。)

### 3. 申込期限

融資実行日から2か月以内に市役所へ交付申請をして下さい

### 4. 申込方法

- (1) 金融機関で融資実行をしたら、申込期限までに以下の書類を市役所商工振興課に提出し、交付決定申請をしてください。
  - ①「利子補給金交付申請書(様式第1号)」
  - ②「情報の提供に関する同意書(様式第2号)」
  - ③金融機関が発行する融資の実行が確認できる書類の写し(融資計算書、金銭消費貸借契約書など)
  - ④金融機関が発行する償還予定表(元利がわかる書類)の写し
- (2) 補助対象期間内の支払済利子について、それらを支払終了日から令和4年3月31日までに、以下の書類を市役所商工振興課に提出し、実績報告して下さい。
  - ①「利子補給金に係る事業の実績報告書(様式第6号)」
  - ②「利子支払証明書(様式第5号)」(金融機関の証明印が必要)
  - ③「請求書」
  - ④「交付決定通知書(様式第3号)」の写し※交付決定額の範囲内において、既に支払済の利子分を都度請求することもできます。

#### 《問合せ先》

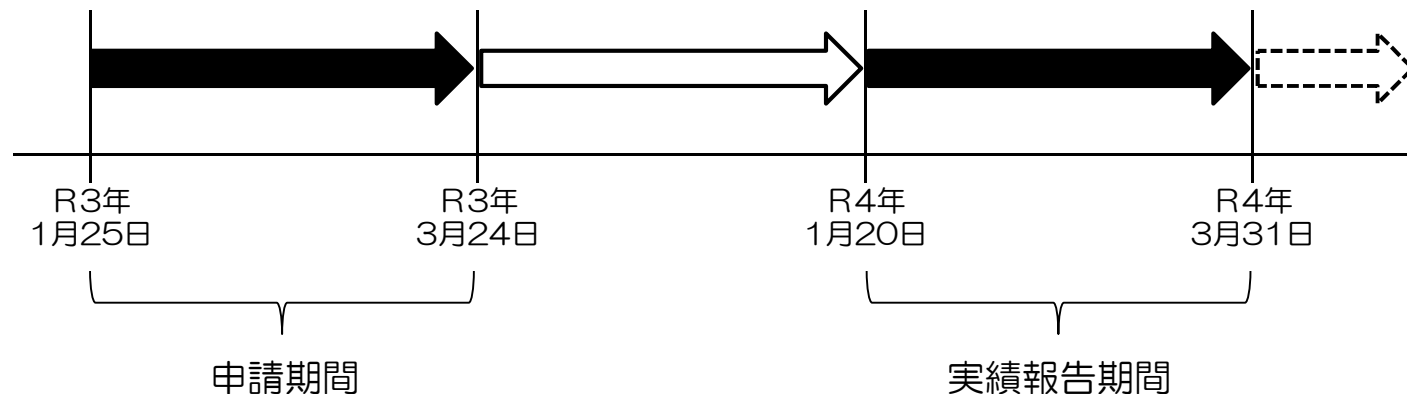
〒377-8501 渋川市石原80番地 渋川市役所 産業観光部 商工振興課  
新型コロナウイルス対策中小事業者経営支援室(第二庁舎)  
電話:0279-22-2596 FAX:0279-22-2132

## (参考) 申請のスケジュールについて

### 例 1

融資実行日：令和3年1月25日（毎月20日支払、実行時利子の前払無し）

補助対象期間：令和3年1月25日～令和4年1月20日



### 例 2

融資実行日：令和3年3月31日（毎月20日支払、実行時利子の前払無し）

補助対象期間：令和3年3月31日～令和4年3月20日

